

省エネ法における 荷主に係る措置について

資源エネルギー庁

平成28年11月25日

荷主に係る措置の概要

- 省エネ法は、荷主（自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者）に対して、貨物輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めること等を求めている。
- 年度の輸送量が3,000万トンキロ以上である荷主を「特定荷主」として指定し、エネルギー使用の状況の報告等の義務を課している。

【特定荷主の義務】

義務の内容

1. 計画の策定（主務大臣への提出）【年1回：毎年度6月末】

項目 (例)

- ・取組方針の作成及びその効果等の把握（目標の設定 等）
 - ・関連インフラの整備（物流拠点等の整備、標準化及び情報化の推進 等）
 - ・貨物輸送事業者及び着荷主等との連携（エコドライブ、他の荷主との共同輸配送、帰り荷の確保への協力 等）
 - ・製造業における環境に配慮した製品開発及び生産体制整備（在庫時間の調整、貨物の輸送距離の削減 等）
- ⇒判断基準（告示）の目標部分に関して実施可能な取組を選定

2. 定期の報告（主務大臣への提出）【年1回：毎年度6月末】

報告の内容

- ・輸送モード_{※1}ごとの貨物の輸送に係るエネルギー使用量（kl）⇒出荷貨物ごとの【貨物重量】×【輸送距離】×【トンキロ原単位】の合計等により算定
- ・貨物の輸送に係るエネルギーの使用に係る原単位＝貨物の輸送に係るエネルギー使用量（kl）÷ 売上高 or 輸送コスト等_{※2}
- ・貨物の輸送に係るエネルギーの使用に係る原単位が中長期で年平均1%以上改善できなかった場合その理由
- ・判断基準の遵守状況

※1：トラック、鉄道、船舶、航空等

※2：貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（どの値を選択するかについては報告者自身が決定）

等

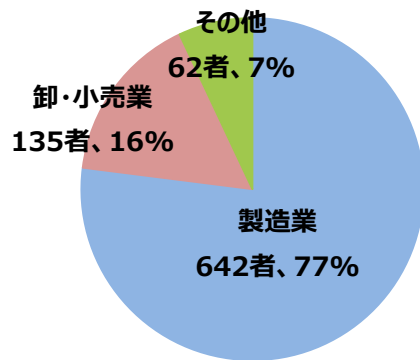
法的措置

- | | |
|------------------------------|----------------------|
| ○取組が著しく不十分な場合 | → 必要な措置をとるべき旨を勧告 |
| ○その勧告に従わなかった場合 | → 企業名等を公表 |
| ○正当な理由がなく、その勧告に係る措置を講じなかった場合 | → その勧告に従うように命令（罰則あり） |

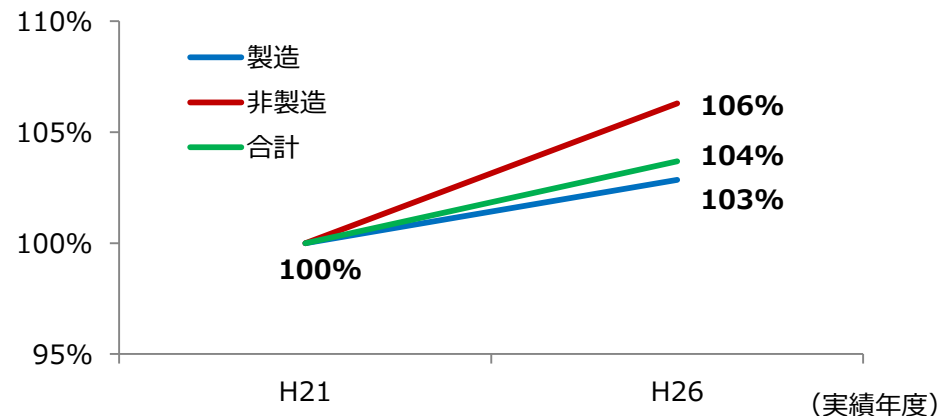
特定荷主の現状

- 特定荷主（839事業者）の約8割は製造業であるが、成長著しい電子商取引（EC）をはじめ、非製造業（小売業等）のエネルギー消費量も増加しており、実態の把握が必要である。

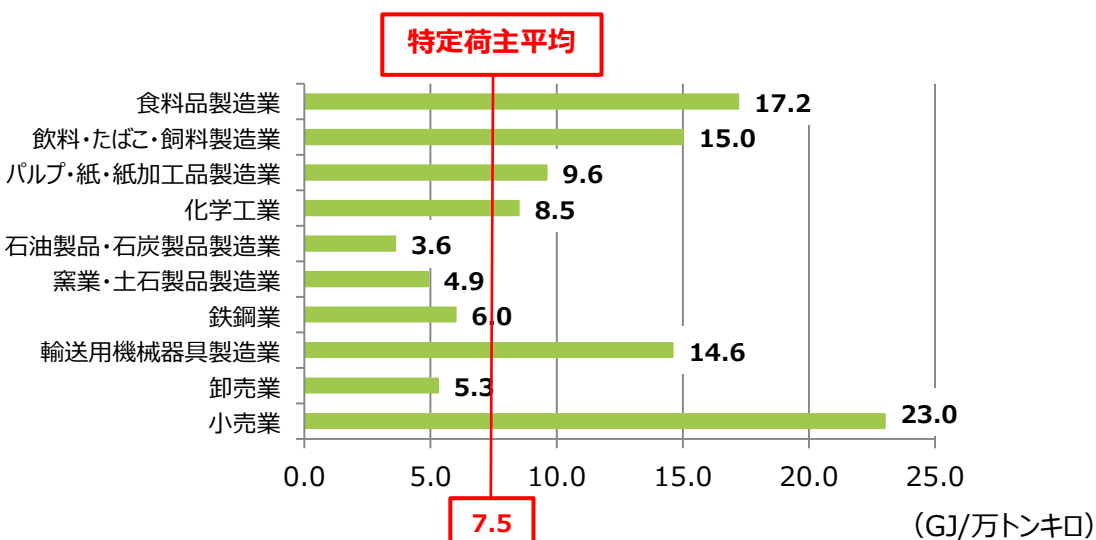
【特定荷主の構成比(H26年度実績)】



【特定荷主のエネルギー消費量の伸び率】



【参考：特定荷主の原単位の業種別比較(H26年度実績)】



【 BtoC EC市場の成長予測】

